

# 公 示

平成19年度及び平成20年度において関東農政局が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、単に「予決令」という。）第72条第4項の規定に基づき、平成18年10月24日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

平成18年10月27日

関東農政局長 伊藤健



1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。  
なお、これらの業種の区分については、別紙1の業種別区分表に掲げるとおりとする。

## 記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下、単に「建設業法」という。）第2条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

## 2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

### (1) 資格

- ア 予決令第70条に該当する者は、有資格者としな。なお、未成年者、被保佐人又は補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は有資格者としな。
- ウ 次の（ア）から（オ）までに該当する者は、その事実があつた後2年間に有資格者としなことがある。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- （ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （イ）公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （ウ）落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （エ）監督又は検査の実地に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （オ）正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
- エ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としな。
- オ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからエの規定に該当するときもまた同様とする。

### (2) 資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

#### ア 建設工事

（ア）建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項

（イ）専門技術者の状況 （ウ）地方農政局における工事成績

#### イ 測量・建設コンサルタント等

（ア）年間平均測量等実績高 （イ）自己資本額

（ウ）流動比率 （エ）営業年数

（オ）専門技術者の状況 （カ）関東農政局における測量等施行成績

## 3. 申請の方法

### (1) 申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、下記4の（3）に掲げるアドレスにアクセスし平成18年11月1日（月）からダウンロードして入手することができる。

また、インターネットを使用して建設工事等の申請をする場合は、下記の4の（3）に掲げるアドレスにアクセスし、パスワード申請書をダウンロードをした上、平成18年11月1日（水）～平成18年11月30日（木）までの間に関東農政局整備部設計課経理係に対して、パスワードの申請を持参又は郵送（当方からパスワードを郵送するための80円切手を貼った貴職の宛名を記載した封筒も同封）をもって行うこととし、当方からのパスワード決定の通知郵送後にその入手したパスワードを用いて平成18年11月1日（水）～平成19年1月15日（月）までの間に申請用データ

の作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする

(2) 申請書の提出方法

持参又は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を送付するための郵便切手（80円切手のみを申請しようとする農政局数分）とともに、本社（店）が関東農政局管内に所在する場合、下記（4）の場所に持参又は郵送により提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

インターネットにより申請する場合は、下記4の（3）に掲げるアドレスにアクセスし（1）においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、（1）において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、添付書類として、建設工事の場合にあつては、以下に掲げるアの（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）を、測量・建設コンサルタント等の場合にあつては、以下に掲げるイの（ア）、（イ）（エ）（オ）（カ）及び（キ）を下記（4）あてに持参又は郵送するものとする。このインターネットによる申請時の添付書類は、パスワード申請手続の際に持参又は郵送することとする。

ア 建設工事

- （ア）営業所一覧表
- （イ）業態調書
- （ウ）共同企業体等調書（経常共同企業体等）
- （エ）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下、単に「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- （オ）経営規模等評価申請書等の写し
- （カ）総合評定値通知書等の写し
- （キ）登録証明書写し（ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズの認証を受けている場合）
- （ク）共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

イ 測量・建設コンサルタント等

- （ア）測量等実績調書
- （イ）技術者経歴書
- （ウ）営業所一覧表
- （エ）登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
- （オ）登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し）
- （カ）財務諸表類の写し
- （キ）納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

- ① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- ② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) インターネットによる申請を行うことができる者（定期受付のみ）

ア インターネットによる申請を行うことができる者は、以下の条件を満たす者が対象となる。

- （ア）平成17・18年度において競争参加資格を有する者であり、かつ、当該受付番号を把握していること。
- （イ）本社所在地及び代表者が変更となっている場合は、確実に変更審査申請手続きが行われていること。
- （ウ）インターネットにより申請する貴社の担当者が電子メールにより、該当データのやりとりが可能な環境を保有していること

イ 以下の要件に該当する場合は、インターネットによる申請を行うことができないので、持参又は郵送により申請すること。

- （ア）共同企業体（特定、経常）
- （イ）事業協同組合で特例計算を希望する場合
- （ウ）協業組合、企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- （エ）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- （オ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

(5) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話（048）740-0535

整備部設計課経理係

※ 地方受付（別紙2）

上記の申請書の提出場所の定めに関わらず、関東農政局管内事業（務）所（農政事務所は除く。）において持参による申請に限り、地方受付を行う。

なお、地方受付期間は、平成18年12月20日（水）から平成19年1月24日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び平成18年12月29日（金）から平成19年1月3日（水）までの間を除く。）

4. 一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期及び方法

(1) 持参する場合（受付窓口：上記3の(5)若しくは別紙2)

関東農政局整備部設計課による受付期間については、平成18年12月20日（水）から平成19年1月29日（月）（土曜日、日曜日、祝日~~等~~及び平成18年12月29日（金）から平成19年1月3日（水）までの間を除く。）までの間の10時～16時（ただし、12時～13時は除く。）とする。なお、地方受付期間については、上記3の(5)※印の期間である。

(2) 郵送の場合（受付窓口：上記3の(5)）

平成18年12月1日（金）から平成19年1月15日（月）（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る。）すること。

(3)

ア インターネットの場合（受付窓口：上記3の(5)）

平成18年12月1日（金）から平成19年1月15日（月）までの間の9時～17時（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成18年12月27日（水）から平成19年1月8日（月）までの間を除く。）に農業農村整備入札情報サービス（NN-PPI）または各地方農政局ホームページの次のアドレスにアクセスして、申請手引書をダウンロードし、申請用データを送信すること。

（インターネット申請の概要）

<http://www.acbq-nn.jp/>

（インターネット申請手引きダウンロード）

<http://www.acbq-nn.jp/guide.html>

イ インターネット受付に関するヘルプデスク（電話又は電子メールでの問合せに限ります。）

（ア）電話番号 048-250-1251

（イ）電子メールアドレス ACBQinfo@kanto.nn-net.go.jp

（ウ）開設期間 平成18年11月1日（水）から平成19年1月31日（水）まで。

ただし、平成18年12月28日～平成19年1月8日まで並びに、土曜日、日曜日、祝祭日及び平日の17:00～9:00の間は、システム及び窓口を休止します。

5. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は文書にて申請者に通知（郵送）する。

6. 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格者の資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成21年3月31日までとする。

## 別紙 1

## 業種別区分表

## 1. 建設工事契約

業種の区分	内容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 ほ装工事	ほ装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他	大工工事業、左官工事業、とび・土木・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業

## 2. 測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内容
1 測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けて営む業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録を受けて営む業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントに係る業務
4 建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて営む業務
5 計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けて営む業務
6 地質調査	地質調査業者登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 7 1.8 号）第 2 条に規定する地質調査に係る業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタントに係る業務
8 その他	その他の営む業務

## 別紙2 地方受付一覧表

事業(務)所名	電話番号	住 所
霞ヶ浦用水農業水利事務所	0296-43-5131	茨城県下妻市大字下妻丙403-1
利根川水系土地改良調査管理事務所	04-7131-7141	千葉県柏市根戸471-65
西関東土地改良調査管理事務所	0537-35-3251	静岡県菊川市加茂2280-1
土地改良技術事務所	048-254-0511	埼玉県川口市南町2-5-3
両総農業水利事業所	0475-52-6262	千葉県東金市松之郷2333
北総中央農業水利事業所	043-444-5291	千葉県八街市に456-1
那珂川沿岸農業水利事業所	029-227-7571	茨城県水戸市中河内町960-1
神流川沿岸農業水利事業所	0495-24-3664	埼玉県本庄市北堀1700-2
中信平二期農業水利事業所	0263-40-5521	長野県松本市大字島立2167-5
大井川用水農業水利事業所	0547-37-3633	静岡県島田市中央町30-1
渡良瀬川中央農地防災事業所	0276-25-3435	群馬県太田市大島町582-1